

2015年度 同志社大学大学院司法研究科 転入学試験（Aコース）

刑 法

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限り）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。摩擦熱等により文字を消すことができるペンの使用は認めるが、意図せず文字が消える可能性があることを承知の上で使用すること。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、3枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机の上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Aコース） 法律科目試験

（刑 法）

以下の【設例】を読んで、甲と乙の罪責を述べなさい（ただし、特別法上の罪を除く。）。

（配点：100点）

【設例】

甲は、消費者金融からの借入れの返済に窮していたことから、一軒家で一人住まいをしているVがいわゆるタンス預金をしていることを知ったため、V宅に空き巣に入ることにし、1月某日の未明に、V宅の風呂場の窓が開いていたので同所から侵入し、熟睡しているVに気付かれないようにしつつ、タンス等を物色した。甲は、洋服ダンスに掛けてあったスーツの内ポケットに入っていた財布を見付け、これを自己のポケットに忍び込ませた。その後、金員のある場所を探そうとしたが、明け方になり始めたので、甲は、午前6時頃、V宅を誰にも見られないで、現場から自転車で約20分程度離れた公園まで行った。その場所で甲は、Vの財布の中身をチェックしたところ、現金1万円が入っていた。

しかし、甲は、これでは額が少な過ぎると考え、VがV宅内の何処かに相当額の現金を隠しているに違いないとの確信から、Vを脅して金員を強取するしかないと決意した。こうして、甲は、V宅を立ち去ってから約1時間後、再びV宅に引き返した。一方、目を覚ましたVは、部屋が荒らされ財布がなくなっていることに気付き、警察に通報しようとして電話機の設置された居間に向かうときに庭に目をやると、甲は、V宅の敷地内に入り宅内に侵入する隙を窺っていた。Vは、「このコソ泥め、おまえだろう、俺の財布を盗ったのは。」等と怒鳴った。すごい剣幕のVを見た甲は、怖くなって逃げようとしたところ、Vが「怪しい奴だ、待て。」等と叫び甲を捕まえようと腕を引っ張ったことから、取っ組み合いになり、甲は、手拳でVの頭部や顔部等を強打し、さらに地面に落ちていたレンガ片でVの頭部を殴打しVがひるんだ隙に逃走した。

ところが、Vが追い掛けてきて、V宅から約500メートル離れた場所で再び取っ組み合いになったところに、甲の友人である乙が偶然通りかかった。そこで、甲は、乙に対し加勢を求めたので、甲に協力しようと考えた乙も加わり、こもごもVを殴打した。乙の加担前後に加えられた一連の暴行の結果、Vは、加療1ヶ月の傷害を負った。ただし、鑑定の結果、乙の加担前後のいずれの暴行が傷害結果をもたらしたかが判定できなかった。